

令和7年度事業計画

自 令和7年4月 1日
至 令和8年3月 31日

社会福祉法人 いこま福社会

はじめに

令和7年度の厚生労働省の予算案の重点事項として三つの柱が示された。

I. 全世代型社会保障の実現に向けた保健・医療・介護の構築 II. 自足的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進 III. 一人一人が生きがいや役割を持つ包摂的な社会の実現とある。

しかしながら、現在の国会で「高額医療費」や「所得税の壁」の問題等が与野党間で論議されているが、少子高齢化・人口減少の時代にあつて予算編成の問題にはいくつもの難関が待ち受けていることが容易に想像できる。

7年度の障害保険福祉部予算概算要求においては、対前年度比5.1%増(+1083億円)の2兆2343億円が示され、うち障害福祉サービス関係費は、1兆7021億円で対前年度比5.4%増(+865億円)となっている。主な事項として、1. 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの推進 2. 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策等の推進 3. 発達障害児者の支援施策の推進 4. 障害者に対する就労支援の推進 5. 東日本大震災等の災害からの復旧・復興への支援が挙げられている。

1の障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの推進では、新規の枠組みとして、障害福祉分野における介護テクノロジーの導入支援が示された。「障害福祉分野のロボット等導入支援事業」、「障害福祉分野のICT導入モデル事業」の統合・支援メニューの再構築を行い、職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む障害福祉事業所が介護ロボット・ICTを複数組み合わせて導入する際の経費等を補助し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進するとある。介護分野と比較するとやや出遅れ感があるが、人手不足の問題は障害関係も同様に抱えている大きな課題である。当法人でも現場と事務の両輪において更に生産性向上を目指す契機として、補助金を積極的に活用したい。ただし、闇雲に金銭を投入するのではなく、専門家との相談や介護関係の先駆的な取り組みから学んで慎重に進めていく必要がある。

3の発達障害児者の支援施策の推進の項目では、昨年度から引き続き、強度行動障害を有する者に対する地域支援強化機能の強化が掲げられており、高い専門性をもった支援者の育成や支援者同士での意見交換や情報共有等の取り組みやネットワークの構築の推進が挙げられている。以前より自閉症eサービスの事務局も務めて奈良県でのネットワーク作りを意識してきたが、行動障害への支援体制の強化とシステムの再構築を法人内のみならず奈良県内においても目指していきたい。その為にも自律支援部と自閉症支援部の位置づけを法人内で明確にして、有機的な関係を構築していく必要がある。

また、教育と福祉の連携の推進がこの項目において予算編成されている。ここでは、障害児に対する切れ目のない支援を謳い、市町村の教育委員会や福祉部局、

学校、障害児通所支援事業等の連携強化や地域連携推進マネジャーの配置が挙げられている。ここでも私たちが目指していた養護学校に在籍する行動障害を有する障害児についての早期からの情報獲得や学校との連携の在り方を模索していた経過があり、重度の障がい者へのアプローチを丁寧に積み重ねていきたい。

現在、法人が抱えている問題や課題を国の施策とも照らし合わせて、一つ一つ丁寧に且つ実践的に進めていかなければならない。

I 法人本部

(1) 人材獲得・定着・育成、外国人受け入れ

- ・新卒採用については、継続して近隣大学への訪問や説明会への参加を行いながら、令和 6 年度に受入れしたインターンの学生を応募に繋げていけるよう法人主催の研修会やイベントの案内等を通じて継続した連絡を実施する。インターンについては、次年度の採用に繋がるよう、1 日だけの受入れだけでなく 5 日間など期間の長い受入れも検討していく中で、インターンに来た学生が継続してイベント参加やアルバイトなどインターン後も繋がりを持つことができるよう取り組んでいく。
- ・人材定着に向けて、業務内容を見直し、ICT を活用するなど業務を簡素化、効率化して職員の業務負担の軽減を図っていくとともに、職場の環境面の改善を行っていく。
- ・外国人特定技能生も技能実習生を令和 2 年に受入れしてから 5 年が経過し、10 名を超える特定技能生を受け入れている。令和 6 年から専任の担当職員を中心に、生活面のサポートだけでなく介護福祉士の取得に向けて日本語や介護についての勉強も業務の合間を利用しながら取り組んでいく。また、外国人留学生のアルバイトの受入れについても継続的に受け入れを行いながら、卒業後に入職してもらえるよう取り組んでいく。

(2) 虐待防止及び身体拘束適正化に対する取り組み

- ・定期的に虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会の開催を行い、虐待や身体拘束に繋がる案件についての議論、虐待防止に関する研修などを企画し、実施する。また虐待防止チェックシートの活用も行い、日常の支援の振り返りを行う。

(3) ICT 活用整備促進

- ・障害分野のロボット等導入支援事業補助金等の補助金申請も活用しながら、職員の直接業務、間接業務の負担軽減となるよう眠り SCAN や見守りカメラ、

介護リフト、支援記録ソフトなどの導入を行っていく。

- ・煩雑化する事務的作業の負担を軽減するため、労務管理や勤怠管理などにおいても法人の現状にあったソフトの導入を進めていく。

(4) 事業推進

① 暮らし

- ・令和 10 年度の小瀬グループホームの開所に向けて、既存のグループホーム、福祉ホームの機能を明確化し、想定する新規入居者を含めた再編を検討していく。その中で、男性ホームについては、本部から近い距離で連携しやすい場所にホームを移すことによって、人手不足の中でも連携して支援を実施できる体制を検討する。

② 地域公益

a. いこいこまつり

- ・まつりのテーマである「集って、笑って、つながって」という原点を守り、コロナ前の活気に近づけていき、子どもたちの笑顔が溢れるまつりを地域の方と共に作り上げていく。

b. 街づくりプロジェクト

○やまびこネットワーク（壱分小学校区市民自治協議会）

- ・「人権が尊重された安心・安全が実感できるまちづくり」を基本目標に掲げ、市民自らが身近な課題を自主的に解決し、地域の実態や特性を生かした自立したまちづくりを行う組織を目指して活動するやまびこネットワークに参画し、農業イベントや雪まつりでの飲食の提供、地域でのワークショップなどに参加していく。

○竹のワークショップ

- ・「いこまの森を元気に！」というスローガンを掲げ、高山地区の竹林整備に取り組んでいる、「いこま里山クラブ」と共同で開催し、竹林整備の体験や竹を使用したワークショップを開催し、生駒に在住する親子に生駒の特産でもある竹を身近に感じてもらう。

(5) 自律支援部

- ・引き続き、ご本人への『意思決定支援』を常に意識しながら、各支援現場でのご本人への意思確認や働きかけが自然と行われるよう、サポートする。
- ・昨年度より、必要に応じて臨床心理士による発達検査や関わり方のフィードバック等を取り入れているが、専門家のアドバイスを受け、その内容を現場職員

がしっかりと理解し、それぞれの支援場面に活かしていけるよう、働きかけていく。

(6) 自閉症支援部

- ・自閉症を持つメンバーの活動において、実践の中で現場支援者が抱える課題や困難ケース等についての相談を受け、自閉症の障害特性に応じた支援や環境調整等についての助言、提案を行う。

(7) 法人事務局職員体制

【法人本部】

- ・事務長 1名
- ・事務員 正規2名、サポート1名

【施設管理】

- ・各所属長（兼務）

【運行管理】

- ・正規1名（兼務）嘱託1名（兼務）

【衛生・栄養】

- ・正規2名（兼務）、サポート2名（兼務）

(8) 情報発信

- ・かざぐるま通信（年2回 7月、1月）の発刊。
- ・いこまふくしかいだより（利用者／ご家族対象の機関誌）の発刊（年2回 かざぐるま・えーる・きこり・喫茶ゆうほー・工房結・ひより）
- ・機関誌かぜいろだより発刊（生活支援センター）
- ・ホームだより（ほっこり time）の発刊（年3回福祉ホーム・グループホーム）
- ・ホームページを活用した情報発信。活動班の継続した更新やイベント等の報告を更新する。喫茶ゆうほー、ひよりカフェでは、インスタグラムも活用して発信する。
- ・大学や専門学校での講義、事業所の啓発活動
- ・研修や講座での事例報告

(9) リスク対応

- ・BCP（事業継続計画）に基づいた、感染症、自然災害に対する対策を実施していく
- ・災害発生後72時間を想定した非常災害備蓄品の充実
- ・ヘルパーミーティングによる事例検討、ヒヤリハット報告検証

- ・新人アルバイト研修の座学(医療面・障害についての基礎的な講義)の継続
- ・月に1回のスタッフ会議でのリスク共有・対応検討
- ・感染症、緊急時マニュアル(共通事項・個別)の整理、見直し
- ・救急蘇生法等、救命救急講習の受講
- ・ヒヤリハット報告に基づいた原因分析と解決策の検討
- ・リスクマネジメント会議の定期的な実施
- ・非常災害時を想定した避難訓練の実施(年2回)
- ・虐待防止、身体拘束適正化の研修の実施

II 日中活動部門

《総括》

令和7年度は、新たに養護学校から卒業生を4名受け入れ、日中活動の提供に努める。新たなメンバーも加わった体制のもと、メンバーを主体にした支援を展開し、ひとりひとりが活躍できる場面を作っていく。

また、令和7年度は新たに農業という業務を主とした担当職員を配置し、風のファームで活動するメンバーの作業や活動を組み立て、畑作業を軸に支援する取り組みを実施する。職員の得意なことを生かすことができる環境で、よりメンバーの仕事への広がりややりがいを見出せるように取り組んでいく。

農業プロジェクト

風のファームを中心とした作付や加工品との連動による計画的な農作物の収穫が行えるようにプロジェクト内での話し合いを進め実施する。新たに農業担当職員を配置したことで、メンバーの農業への関わりや広がりを作っていく。

1. かざぐるま、かざぐるまえーる(生活介護事業)

(1) 事業及び経営の重点方針

- ①メンバーの理解や特性に合わせて活動場所や作業内容を工夫して提供し、メンバーが主体となる活動に広がりを持たせる。
- ②メンバーの高齢化や身体機能の低下に伴う医療的ケアや適切な介護の実施

(2) 職員体制

【かざぐるま】

- ・管理者1名
- ・サービス管理責任者1名
- ・支援員 正規4名、嘱託1名、サポート12名

【かざぐるまえる】

- ・管理者 1 名（サービス管理責任者兼務）
- ・支援員 正規 5 名、嘱託 1 名、サポート 9 名

（3）事業内容

- ①メンバーの理解や特性に合わせて活動場所や作業内容を工夫して提供し、メンバーが主体となる活動に広がりを持たせる。
 - ・自閉症支援部とも連携し、ミーティング等を通して各メンバーにあったコミュニケーション方法や作業の提供方法を工夫する。また、北山畑やその敷地内にあるプレハブを活用して活動の幅を広げていく。
- ②メンバーの高齢化や身体機能の低下に伴う医療的ケアや適切な介護の実施
 - ・メンバーの身体状況に合わせてホームや看護師、医療機関と連携し、必要な支援や介護を提供する。また、食事介助や介護技術向上のための研修を実施して安全・安心な支援や介護を提供できるようにする。
 - ・身体を動かす活動を仕事や日々の活動の中に取り入れ、身体機能低下を予防する。

（4）職員育成、事業所独自のリスク対策、地域との交流、連携

- ・近隣の教育関係機関や事業所との交流
- ・やまびこネットワークとの連携
- ・外部企業との連携

2. きこり（生活介護事業）

（1）事業及び経営の重点方針

- ①メンバーの特性に応じた支援を提供することで生活の質を高めていく。
- ②生活面の充実を図り、働きやすい環境を維持していく。

（2）職員体制

- ・管理者 1 名（サービス管理責任者兼務）
- ・支援員 正規 1 名、サポート職員 4 名

（3）事業内容

- ①メンバーの特性に応じた支援を提供することで生活の質を高めていく。
 - ・メンバーの高齢化に伴う機能低下をサポートしていきながら、本人の意向を踏まえた目標や課題を達成することで自信に繋げていき QOL の向上を目指す。

- ・班の枠を超えてメンバーの特性にあった活動を行うことで、やりがいや情緒面の安定を図り、更なる充実した活動時間を過ごせるようにする。

②生活面の充実を図り、働きやすい環境を維持していく。

- ・余暇活動の頻度を増やしていくことで新たな発見や日中活動の楽しみに繋げていく。
- ・きこりの立地条件を活かした竹炭の生産活動を継続して行うことでメンバーの働く糧にして、充実した日々を過ごしていただく。

(4) 職員育成、事業所独自のリスク対策、地域との交流、連携

- ・障害者虐待の未然防止及び虐待が発生した際に早期発見、迅速な対応ができるよう職員の理解促進と資質の向上を図る。
- ・土砂災害警戒区域に立地しているという危機管理を職員全員が常に意識し起こりうる災害を最小限に抑えるため継続的に避難訓練の実施を行う。
- ・クリーンキャンペーンや自治会の活動に積極的に参加し地域の理解に繋げていく。

3. 工房 結・喫茶ゆうほ～（就労継続支援事業 B 型・生活介護事業）

(1) 事業及び経営の重点方針

【工房 結（就労継続支援 B 型）】

- ① 新たな紙漉き製品の開発、販路拡大
- ② 就労継続支援 B 型の活動に関心のある新たなメンバー受入れ

【工房 結（生活介護）】

- ③ アートを中心とした活動を広げ、生活介護の主軸として取り組む活動内容を確立する。

【喫茶ゆうほ一】

- ④ 喫茶の宣伝、広報に力を入れ、更なる売り上げ向上を目指す。
- ⑤ 喫茶に繋がる作業や仕事を新たに取り込み、メンバーの力が発揮できる機会を増やす。

(2) 職員体制

- ・管理者 1 名
- ・サービス管理責任者 1 名

【工房 結（就労継続支援 B 型）】

- ・支援員 正規 1 名、サポート 2 名

【工房 結（生活介護）】

- ・支援員 嘱託 1 名、サポート 1 名

【喫茶ゆうほー】

- ・支援員 嘱託 2 名、サポート 6 名

(3) 事業内容

【工房 結（就労継続支援 B 型）】

- ① 新たな紙漉き製品の開発、販路拡大
 - ・年賀状などの紙文化が IT の発展により需要が減りつつある中、あらたな製品によって販路を広げるとともに、芸術関係の場などへの販売を経て紙漉きの魅力を活かせる機会を作っていく。
- ② 就労継続支援 B 型の活動に関心のある新たなメンバー受入れ
 - ・紙漉き活動の活性化に伴い、就労継続支援 B 型としての特徴を発信し、新たな利用希望者に関心を示してもらえるようにする。

【工房 結（生活介護）】

- ③ アートを中心とした活動を広げ、生活介護の主軸として取り組む活動内容を確立する。
 - ・「みんなのアートプログラム」の形が少しずつできてきた中で、内容やアートにかかわる時間を広げていき、アートの魅力を取り込んだ活動を確立する。

【喫茶ゆうほー】

- ④ 喫茶の宣伝、広報に力を入れ、更なる売り上げ向上を目指す。
 - ・コロナ禍から売り上げも順調に回復してきたが、アントレ広場の出店やチラシ配布などを通じて、更に顧客の確保に努める。
- ⑤ 喫茶に繋がる作業や仕事を新たにに取り込み、メンバーの力が発揮できる機会を増やす。
 - ・ランチ時間以外の喫茶の時間帯の活性化、メンバーの手すきの時間帯には、喫茶に共通するような作業や仕事を広げていく。

(4) 職員育成、事業所独自のリスク対策、地域との交流、連携

【喫茶ゆうほー】

- ・衛生面、異物混入などを防ぐための対策強化を行う。衛生管理研修やメンバーが取り組める清潔保持の取り組みを実践する。
- ・老朽化に伴う器具备品の管理、入れ替え

【工房 結】

- ・近隣地域の小学校や自治会関係、たわわ食堂といった地域の活動に積極的に参加する。

4. ひより（生活介護事業）

（1）事業及び経営の重点方針

- ①加工、厨房における衛生管理の見直し
- ②メンバー数の増加に伴う過ぎの場の整備
- ③ひよりマルシェを継続的に開催し、定着を図る

（2）職員体制

- ・管理者 1 名（サービス管理責任者兼務）
- ・支援員 正規 5 名、サポート職員 6 名

（3）事業内容

- ①加工、厨房における衛生管理の見直し
 - ・加工場や厨房における衛生管理を環境面、支援面から見直しを行い、メンバーの衛生意識の向上、安全な加工品製造に取り組んでいく。
 - ・カフェではレジ打ち等、新しいことにチャレンジして、参加するメンバー1人1人のスキルアップを目指していく。
- ②メンバー数の増加に伴う過ぎの場の整備
 - ・新規の受け入れ等メンバーの増加に伴い、新たな拠点づくりを進めるとともに重度なメンバーの過ぎの場の構造化に取り組む。
- ③ひよりマルシェを継続的に開催し、定着を図る
 - ・ひよりマルシェでは、こどもが楽しめる内容の充実と小中学校との連携を強化することで、地域のこども連れの参加率の向上を図る。

（4）職員育成、事業所独自のリスク対策、地域との交流、連携

- ・敷地内の草刈り、害獣・害虫対策
- ・施設の老朽箇所の整備
- ・イベントを通じた地域農家や学校関係との連携
- ・森田記念福祉財団やいこま里山クラブ等、外部団体との連携

Ⅲ 居住部門

《総括》

人材不足といった大きな課題はあるが、支援者としてメンバーの意思決定の場面でメンバーの様子を確認し、衣類の選択・余暇の選択・治療の選択・居住場所の選択など大小さまざまな中で、メンバーの想いに寄り添い汲み取ること

を大事にする。

新規グループホーム開所に向けて、外国人スタッフを含めて人材を獲得する中で、ソフト面での強化も図る。

暮らしプロジェクト

令和 10 年度の小瀬グループホームの開所に向けて、既存のグループホーム、福祉ホームの機能を明確化し、想定する新規入居者を含めた再編を検討していく。その中で、男性ホームについては、本部から近い距離で連携しやすい場所にホームを移すことによって、人手不足の中でも連携して支援を実施できる体制を検討する。

1. ラベンダー・一步の家・ポピー・クローバー・たびだちの家（グループホーム事業）、ラベンダー（短期入所事業）、福祉ホームおかりなの家（福祉ホーム事業、居宅介護事業等の一部）、福祉ホームおかりなの家（短期入所事業）

（1）事業及び経営の重点方針

- ①小瀬プロジェクト
- ②重度化、高齢化に伴う支援の質の向上と個々のニーズに応じた支援の充実
- ③安定して事業を継続できる職員体制と人員配置の構築
- ④地域連携推進会議の発足と実施
- ⑤緊急時を含めた短期入所支援の受入れ

（2）職員体制

- ・管理者 1 名（兼務）
- ・ホームリーダー2 人（男性担当 1 名（管理職兼務）、女性担当 1 名）
- ・支援員 正規 10 名（兼務）、嘱託 3 名、サポート 4 名
- ・特定技能生 8 名（兼務）
- ・アルバイト約 23 名（内泊スタッフ 19 名）

（3）事業内容

- ①小瀬プロジェクト
 - ・令和 10 年度の開所を見据え、入居者を想定した設計や少ない人員配置でも支援することが出来る設計を検討していく。そのための見学や情報収集を行っていく。
- ②重度化、高齢化に伴う支援の質の向上と個々のニーズに応じた支援の充実
 - ・高齢化に応じた支援に対する不安や負担を軽減できるよう、介護技術や福祉機

器に関する研修に参加し、支援現場で活かしていく。

- ・メンバー個々の想いを汲み取りながら、本人にとって興味関心のあることを充実させていけるよう、日々の支援での気づきやご家族とのコミュニケーションを図りながら、個々のニーズの充実を図っていく。

③安定して事業を継続できる職員体制と人員配置の構築

- ・日々の業務体制はもちろん、感染症発生時や災害が発生した際に業務を継続できるようBCP計画の見直しを図りながら職員体制を構築していく。また、福祉機器やITを活用していく中で人でなくても出来ることは、機械に任せられるよう業務内容や職員の役割について見直しを図っていく。
- ・特定技能生も働く中で、どの職員でも業務を遂行できる支援の構築や見える化されたわかりやすい業務の伝達を行っていく。

④地域連携推進会議の発足と実施

- ・令和7年度より実施が義務付けられている地域連携推進会議について、滞りなく発足できるよう準備を進め、構成員による会議やホームへの訪問を行っていく。

⑤緊急時を含めた短期入所支援の受入れ

- ・短期入所を安定的に運営していけるよう、利用者の特性に応じた中でのユニットの場所の確保とホーム入居者の生活にも配慮した中でのそれぞれの特性に応じた支援を行っていくための準備やマニュアルの見直しを行っていく。

(4) 職員育成、事業所独自のリスク対策、地域との交流、連携

- ・虐待防止チェックリストを用いた日々の業務の振り返り
- ・高齢化に伴う健康面でのリスクとそれに伴う対応のための研修や環境整備
- ・地域連携推進会議での活動や地域の自治会との継続した関わり

IV 地域生活部門

《総括》

ご家族の高齢化や身体機能の低下により、外出支援のニーズが高まっている中、ご本人の希望ややりたいことを実現できるような支援体制の構築が急務である。個々の想いに寄り添い、希望を聞き取りながら、余暇の充実を図っていきけるよう、質の向上にも力を注いでいく。

相談支援においては、障害特性や年齢、生きづらさ、生活環境等によって、必要な支援やサービスが様々である。ご本人の想いを丁寧に聴き、少しでも生活のしづらさが軽くなるよう、各関係機関と連携しながら生活全体をマネジメントしていけるセンターを目指す。ニーズが多様化する中、知的障害分野だけでなく、

発達障害や精神疾患、貧困、不登校、引きこもり等、いろいろな知識や経験を積み上げながら、地域の中でご本人の暮らしを面的に支えていけるような仕組み作りに取り組んでいく。

1. デイケアセンターかざぐるま（居宅介護事業等）

（1）事業及び経営の重点方針

- ・多様化するニーズに対して、柔軟にサービスを提供することができる体制の構築。

（2）職員体制

- ・管理者 1 名（兼務）
- ・サービス提供責任者 正規 4 名（支援員兼務）
- ・支援員 正規 10 名(兼務)、サポート（登録ヘルパー）約 15 名

（3）事業内容

- ・緊急度の高いケースに対して、部署の垣根を越えて必要な支援を行うことができる仕組みと体制を整えていく。
- ・人材獲得に向けて、求人媒体だけでなく、資格講座を開講している所へのチラシの配布や法人内でも居宅サービスに興味関心のある職員に従事してもらえよう働きかけていく。
- ・利用者の高齢化に伴う介護技術の取得や行動障害の方に対しての支援手法や行動計画の見直しを図りながら、利用者の特性に応じた支援を行っていく。

（4）地域との交流、連携

- ・アフター5 や週末の余暇イベントを企画する中でインターン生や学生アルバイトに関わってもらうことで、居宅サービスへの関心をもってもらおう。

2. 生活支援センターかざぐるま（相談支援事業）

（1）事業及び経営の重点方針

- ①地域の基幹的な役割を担う相談支援体制の強化
- ②人との関わりやコミュニケーションを深められる場づくり
- ③多様化するニーズに柔軟に対応できる仕組みづくり

（2）職員体制

- ・センター長 1 名（相談支援専門員兼務）
- ・相談支援専門員 正規 4 名（内 2 名居宅兼務）

- ・相談員 正規1名 嘱託1名
- ・事務員 非常勤1名

(3) 事業内容

①地域の基幹的な役割を担う相談支援体制の強化

- ・知的障害だけでなく、発達障害や精神疾患、診断のない方と出会う中で、ご本人の本当の生活のしづらさをキャッチし、必要な関係機関につないだり複数の支援機関が協力してご本人の暮らしを支えていける相談支援体制を構築する。
- ・強度行動障害や虐待、家族全体が要支援状態等、複雑な困難事例に対して、地域の中の様々な社会資源を活用しながらあらゆる切り口から介入していけるスキルを身につけ、ご本人の意思決定支援を軸にした伴走型支援を目指す。

②人との関わりやコミュニケーションを深められる場づくり・関係づくり

- ・人との距離感や付き合い方、コミュニケーション方法を学ぶ経験がないまま過ごしてきた若年層のご本人に対して、BBQやイベント、勉強会等を通して、自分を知り、自分らしい人との付き合い方を習得できるような場をつくる。
- ・少人数制の料理教室を継続して実施し、まずは自分でやってみる経験を重ね、その自信を次のステップへ活かしていけるよう、それぞれの力を引き出していく機会とする。
- ・継続して関わり続けることで、人と接することに前向きになれないご本人たちが、少しずつ安心して話ができたり相談したりできるような居場所づくりを目指す。安心できる居場所を起点に、新しいことにチャレンジしたいという気持ちの芽生えや生活意欲の向上につなげていく。

③多様化するニーズに柔軟に対応できる仕組みづくり

- ・知的障害のみならず、他の障害分野の知識や、成年後見制度、生活保護、学校教育、医療、介護保険、各種法制度等、多岐にわたる知識や仕組みの理解が求められる中、各専門家や関係機関と連携を図りながら必要な支援につないでいけるような、顔の見える関係性の構築を目指す。
- ・相談支援専門員が、ケース事例検討を通して自身の支援や関わりを振り返り、気づきや学びを得られるような研修、勉強会等を、定期的実施していく。

(4) 地域との交流、連携

- ・地域の自治会や民生児童員の方とのつながりを大切にし、必要に応じて情報

共有を行ったり、連携を図っていく。

- ・さらに、重層的支援体制整備事業とも連携し、地域の中で支援の狭間にいる方々をサポートしていけるよう、幅広い分野の専門職とのやりとりを丁寧に行っていく。

3. 地域生活支援拠点事業所ラベンダー（地域生活支援拠点等事業）

（1）事業及び経営の重点方針

- ①相談機能
- ②緊急時の受入れ
- ③ひとり暮らし体験
- ④地域の体制づくり、啓発活動

（2）職員体制

- ・拠点担当職員 2名（内、2名居宅、グループホーム兼務）

（3）事業内容

①相談機能

- ・地域で一人暮らしまたは同等の生活をされている方にとって、定期的に相談を行うことがどのように生活の安心に繋がるのか、相談機能についての周知を再度行っていく。

②緊急時の受入れ

- ・昨年度、緊急対応はなかったが、緊急時の受け入れ体制強化として、引き続き事業所への周知と登録を進めていく。

③ひとり暮らし体験

- ・地域でのひとり暮らし体験を知的・身体・精神の三障害で実施していくことから、定期的に会議を行い、各事業所の利用状況やそれぞれのニーズや課題を拾い上げ、共有していく。

④地域の体制づくり、啓発活動

- ・自立支援協議会への参加や地域でひとり暮らし体験の面的な部分を担っている事業所とも連絡会議を行い、利用状況や地域のニーズも含めて現状を把握する機会をもつ。

（4）地域との交流、連携、啓発

- ・地域でのひとり暮らしや生活に関する研修や当事者の方が登壇される研修等の開催に参加して、当事者の方や家族への啓発に繋げる。